

漁船購入



施設整備



漁具購入

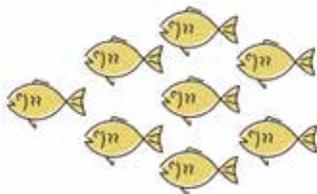


# 漁業者・養殖業者のみなさまへ 漁業信用保証制度のご案内

漁業経営等に必要な資金調達を公的保証制度で応援します



運転資金

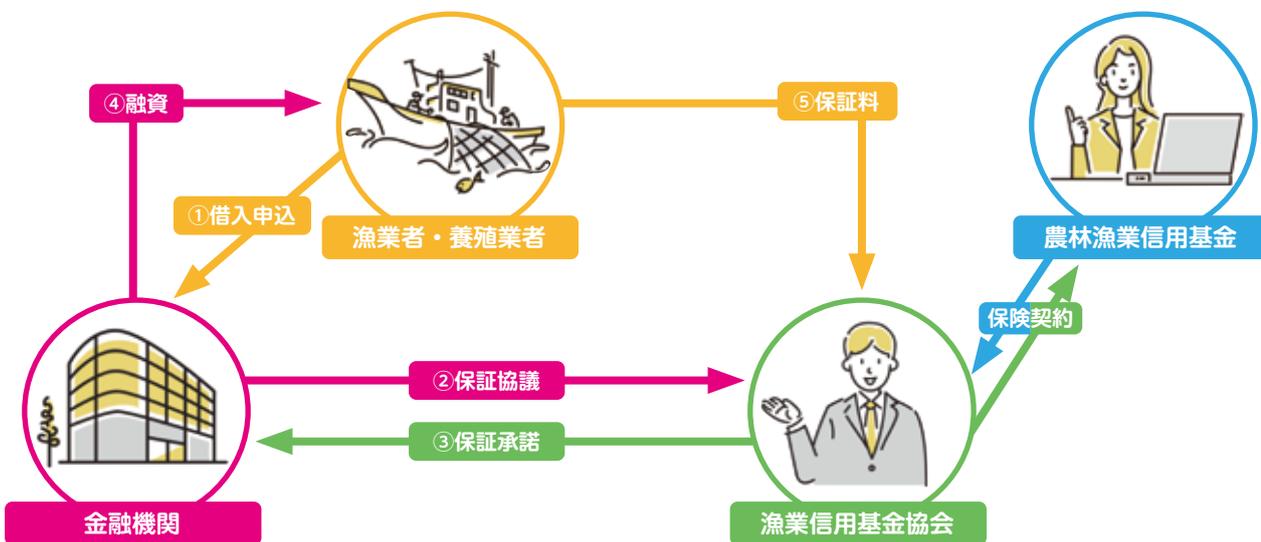


種苗購入



生活資金

みなさまの資金繰りをサポートします！



ご利用までの流れ



①借入（保証）申込

金融機関と同時に、漁業信用基金協会の保証申込もします



②保証協議

漁業信用基金協会にて、経営状況などの確認、審査を行います



③保証承諾

保証可能な場合は、保証を承諾する旨を金融機関へ連絡します



④融資

融資実行後は、計画に基づき金融機関への返済が始まります

# 漁業信用保証制度のメリット！

## 信用力が上がる



漁業信用基金協会が保証人となることで信用力が上がり、借入しやすくなります

## 漁業者に寄り添った対応



漁業が専門のため皆様に寄り添って対応いたします

漁期や漁業種類など様々なケースに応じて借入期間や返済計画をサポートいたします



## Q & A



漁業信用保証の利用を考えていますが、どこに相談すればよいですか？



担保・保証人がないと、保証を受けられませんか？

お近くのJFマリンバンクなどの金融機関の窓口や漁業信用基金協会へお気軽にご相談ください。



経営状況や借入条件によっては、担保・保証人のご負担なしで保証できる場合があります。



漁業信用保証の利用対象者を教えてください。



国の補助などがありますか？

漁業を営む方、従事の方が対象となります。法人や任意団体も対象です。



経営改善漁業者の方など、担保・保証人・保証料の負担が軽減される制度がございます。



## ご利用にあたり

### ご利用対象者

- 中小漁業融資保証法第2条に定められた中小漁業者等の方
- 【例】
  - ▶ 漁業・水産加工業を営む個人
  - ▶ 漁業に従事する個人
  - ▶ 漁業・水産加工業を営む法人で常時使用する従業員の数が300人以下かつ使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下（加工業の場合は資本金額もしくは出資総額が1億円以下）のもの
  - ▶ 水産業協同組合
  - ▶ 水産振興法人（条件あり）
  - ▶ 協同会社（条件あり）
  - ▶ 任意団体等

### その他

- 保証料は、各漁業信用基金・支所で資金種類ごとに定められており、借入残高に乗じた額になります。
- 会員制のため、融資金額に応じた出資金（1口5万円）が必要になります。ただし、国の制度資金を利用する場合や、所属する漁業協同組合等が会員となっている場合は、出資が不要になることがあります。
- 保証金額は、金融機関から借入れる金額の元本の額を保証の範囲としています。ただし、一部の資金では、元本の額の80%を保証の範囲としています。

漁業信用基金協会は、「中小漁業融資保証法」に基づく公的保証機関です。



◆◆お気軽にご相談ください◆◆



漁業信用基金協会

検索

農林漁業信用基金 HP はこちら ⇒

